

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
保安林予定森林の指定通知(一三四・森林整備課)……………	1
都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(一三五・都市計画課)……………	2
道路区域の変更(一三六・道路環境課)……………	2
道路区域の変更及び供用開始(一三七、一三八・道路環境課)……………	2
道路の供用開始(一三九、一四〇・道路環境課)……………	3
公告	
土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定(秋田地域振興局農林部)……………	4
田地域振興局農林部)……………	4
県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部)……………	4
県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)……………	4
選挙管理委員会告示	
個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更(一一一)……………	4

## 告示

秋田県告示第百三十四号  
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

### 一(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡田沢湖町田沢字扇又沢・字小扇又沢・字アザミ沢・字水尻合沢・玉川字湯淵沢・字黒森沢・字金倉沢・字雑魚ノ沢・字戸瀬沢・字獅子鼻沢・字横笛沢・

田沢字大深沢・字小和瀬・生保内字相内沢・字長内沢・字八木沢・字弥兵工沢・字部名垂沢・字大影小影(以上十九字国有林。次の図に示す部分に限る。)

指定の目的 水源のかん養

### (三)(二) 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

田沢字小扇又沢・字アザミ沢・玉川字湯淵沢・字黒森沢・字金倉沢・字雑魚ノ沢・字戸瀬沢・字獅子鼻沢・字横笛沢・田沢字大深沢・字小和瀬・生保内字相内沢・字長内沢・字弥兵工沢(以上十四字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

田沢字扇又沢・字小扇又沢・字アザミ沢・字水尻合沢・玉川字湯淵沢・字黒森沢・字金倉沢・字戸瀬沢・字獅子鼻沢・字横笛沢・田沢字大深沢・字小和瀬・生保内字相内沢・字長内沢・字八木沢・字弥兵工沢・字部名垂沢・字大影小影(以上十八字国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 二(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡田沢湖町田沢字扇又沢・字小扇又沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

#### (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
 字小扇又沢(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字扇又沢・字小扇又沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

男鹿都市計画道路の変更(三・三・七号男鹿秋田線及び三・四・四号男鹿臨港線)

三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 三・三・七号男鹿秋田線

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道			三百九十七号				
			三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字沼又四七番一地先から字馬場三九番三まで			
			三百九十七号	"			
						一一・〇〇〇(二六・五〇)	〇・二七〇
						六・五〇(二二・〇〇)	〇・二七〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年二月十七日から同年三月一日まで

秋田県告示第百三十七号

変更する部分 男鹿市船越字内子及び字一向、脇本脇本字中野、字上中野、字下中野、字石館、字大石館、字上谷地、字尼池、字稲荷下及び字横町道上

(二) 三・四・四号男鹿臨港線  
変更する部分 男鹿市船川港南平沢字明王堂前、字大畑台、船川字芦沢、字化世沢、字外ヶ沢、字栄町、字元浜町、字泉台、金川字姫ヶ沢、字上ノ山、字金川、字金川台、字留山、比詰字羽立及び字餅ヶ沢、脇本田谷沢字要沢、脇本脇本字七ノ沢、字横町道上、字横町道下、字脇本、字下谷地及び字内郷、船越字内子、字一向及び字船越

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 男鹿市船川港船川字泉台六十六番地の一 男鹿市産業建設部都市水道課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月十七日(火)から同年三月二日(火)まで

秋田県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字沼又四七番一	地先から字野尻九番七一まで	六・五〇〇～二一・〇〇〇	〇・二二三
			三百九十七号	"	"	一三・〇〇〇～二九・五〇〇	〇・二二三

二 供用開始の期日 平成十六年二月十七日

三 道路の区域及び使用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年二月十七日から同年三月一日まで

秋田県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道	新	旧	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字野頭一八番地先から三六番二七地先まで		四・八〇〇～一六・八〇〇	〇・一七八
			横手東成瀬線	"	"	七・二〇〇～五六・五〇〇	〇・一七八

二 供用開始の期日 平成十六年二月十七日

三 道路の区域及び使用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年二月十七日から同年三月一日まで

秋田県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年二月十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字殿上八番三〇から八番二六まで	

二 供用開始の期日 平成十六年二月十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年二月十七日から同年三月一日まで

秋田県告示第四百十号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年二月十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字畑二二四番から二二三番まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年二月十七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年二月十七日から同年三月一日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、雄和土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（向野地区農地等高度利用促進事業（農地維持保全部）計画書及び定款の写し）
- 二 縦覧期間 平成十六年二月二十日から同年三月十八日まで
- 三 縦覧場所 雄和町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 琴丘町鹿渡字高屋敷六十四の一田中長ほか十四人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（ヒダケ地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十六年二月十七日から同年三月十五日まで
- (三) 縦覧場所 琴丘町役場

二 能代市字戸草沢五番地九若松健悦ほか十五人

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（旭沢地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十六年二月十七日から同年三月十五日まで
- (三) 縦覧場所 能代市役所

三 能代市字大内田六十一番地大山勝史ほか十五人

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（小友沼地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十六年二月十七日から同年三月十五日まで
- (三) 縦覧場所 能代市役所

- (三) 縦覧場所 能代市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、男鹿市北浦西水口字堂ノ前八十番地二戸嶋幸三ほか十六人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業一ノ目瀧地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年二月十八日から同年三月十六日まで
- 三 縦覧場所 男鹿市役所

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設の名称等を変更した旨、太田町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

変更前

太田町農村勤労 福祉施設	施設の名称
仙北郡太田町横沢字堤田三百六十 九番地	施設の所在地
平成七年十二月七日	指定年月日

変更後

太田町立町民体 育館	施設の名称
仙北郡太田町横沢字堤田三百六十 九番地一	施設の所在地
平成十五年三月七日	変更年月日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄